

「共働き・共育て」推進に向けた職場環境づくりセミナー事業 委託業務企画提案募集要項

徳島県（以下「県」という。）は、「共働き・共育て」推進に向けた職場環境づくりセミナー事業を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 委託業務の概要

(1) 業務名称

「共働き・共育て」推進に向けた職場環境づくりセミナー事業委託業務

(2) 業務内容

別添『「共働き・共育て」推進に向けた職場環境づくりセミナー事業委託業務仕様書』のとおり。

2 趣 旨

本要項は、県が「共働き・共育て」推進に向けた職場環境づくりセミナー事業の委託の相手方を選定するための企画提案公募の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

3 事業規模（予算）及び採択数

(1) 委託費用の上限

5, 200千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(2) 委託の期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 採択数

予算の範囲内で1件を採択予定

4 実施方法

公募型プロポーザル方式

5 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、事業を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下、「法人等」という。）もしくは、複数法人等による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であり、以下の（1）から（7）の全ての要件を満たす者（コンソーシアムの場合はその構成員）とする。

ただし、コンソーシアムとして参加する場合にあっては、（1）について、構成する事業者のうち、1者以上の事業者が満たしていればよい。

(1) 徳島県内に本社、本店又は支店、営業所等を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 拘禁刑、懲役又は禁錮に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (4) 次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
 - エ 県税、国税等納付すべき税金を滞納している者
 - オ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (6) 「徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置」を受けていないこと。
- (7) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないとして認められる者ではないこと。

6 企画提案参加の手続き等

(1) 提出場所、問合せ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県こども未来部子育て応援課 次世代育成担当
電話：088-621-2730 ファクシミリ：088-621-2843
E-mail：kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 企画提案参加申込書等の提出方法

ア 提出書類

- (ア) 企画提案参加申込書(様式1) 1部
 - (イ) 会社等の概要が分かる書類（事業報告書、パンフレット等）1部
 - (ウ) 登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書）1部
個人事業者の場合は、営業証明書または個人事業開始届の写し
 - (エ) 納税証明書（国税・県税）
提出日から3ヵ月以内に発行されたもの。写しでも可。各1部
 - (オ) コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定書の写し（様式例1）
 - (カ) コンソーシアムの場合、コンソーシアム委任状（様式例2）
- ※(イ)(ウ)(エ)について、コンソーシアムの場合は、構成員全て提出すること。

イ 提出方法

持参（午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く））又は郵送（書留郵便又は宅配便で期限内必着）により提出すること。

ウ 提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時必着

(3) 企画提案書等の提出方法

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書かがみ文（様式2） 1部
- (イ) 企画提案書（様式3） 7部
- (ウ) 委託業務に係る経費の見積書（A4版、自由様式） 7部
- (エ) その他説明資料（A4版、自由様式、提出は任意） 7部

イ 提出方法

持参（午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く））又は郵送（書留郵便又は宅配便で期限内必着）により提出すること。

ウ 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時必着

(4) 質問受付

ア 質問内容

原則として、業務内容や手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

イ 質問方法

質問書（様式4）により行うものとし、上記「（1）提出場所、問合せ先」のメールアドレス宛てに、質問書を送付すること。なお、電子メール送信後には、電話にて送信した旨を連絡すること。

ウ 質問受付期間

令和8年5月14日（木）午後5時必着

エ 質問に対する回答

原則として令和8年5月18日（月）までに徳島県のホームページに掲載する。

(5) 参加辞退

企画提案参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を持参又は郵送により令和8年6月1日（月）午後5時までに提出すること。

(6) その他

ア 1団体が申請できる件数は、1件とする。

イ 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
また、提出された書類については返却しない。

ウ 企画提案参加申込書（様式1）について虚偽の記載があった場合は、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

エ 企画提案の募集・選定は、県が本事業の契約交渉を行う相手方を選定するための手続きであって、企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、事業の実施にあたっては、選定された企画提案の内容を最低限の内容とし、県と委託候補者が協議して実施内容を決定する。

7 選定方法等

(1) 県は、企画提案等の内容について順位を決定するため、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会は、企画提案等の内容について審査し、順位を決定するものとする。

(3) 選定に当たっては、評価基準に基づき採点する方法により審査を実施する。

(4) 選定委員会は、書類審査により行うものとする。

(5) 評価基準

別添「『共働き・子育て』推進に向けた職場環境づくりセミナー事業委託業務評価基準」のとおり。

(6) 選定結果

- ア 選定終了後、すべての提案者に選定結果を通知する。
- イ 選定に関する照会には一切応じない。
- ウ 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。
- エ 選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続きを完了するまで県との契約関係を生じない。

8 契約に関する事項

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で最優秀提案者として選定された委託候補者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、「7 選定方法等」により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。なお、応募団体が1団体の場合は、選定委員会での評価内容を勘案し、契約を締結するかどうかを判断するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(3) 委託契約にかかる委託料は、必要な場合、前金払いを可能とする。

(4) 本業務の実施にあたり、県は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況及び経費の執行状況について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。

(5) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。但し、委託者の許可を得た場合はこの限りではない。

(6) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年徳島県規則第13号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。

9 スケジュール

(1) 公募開始

令和8年5月7日（木）

(2) 質問受付

令和8年5月14日（木）午後5時まで

(3) 企画提案参加申込書等の提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時まで

(4) 企画提案書等の提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時まで

(5) 審査結果、委託候補者の決定

令和8年6月上旬（予定）

委託候補者選定後、速やかに通知の上、契約について協議を行い、契約を締結する。

10 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本事業企画提案募集要項、委託契約書、徳島県契約事務規則、他別に定める規程等を遵守すること。

(2) 最優秀提案者が、審査日から本契約締結までの期間内に「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないこととする。また、契約後に同要綱に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。

徳島県知事 殿

企画提案参加申込書

【単独法人又はコンソーシアム代表者】

所在地 :

法人名 :

代表者職氏名 :

印

【連絡担当者】

職氏名 :

電話番号 :

F A X :

メールアドレス :

「共働き・共育て」推進に向けた職場環境づくりセミナー事業委託業務の企画提案に参加します。

また、下記の事項のいずれも満たしていること（コンソーシアムの場合は、1は構成員の一部、その他は構成員全てについて満たしていること）を誓約いたします。

記

- 徳島県内に本社、本店又は支店、営業所等を有していること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - 破産者で復権を得ない者
 - 拘禁刑、懲役又は禁錮に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
 - 県税、国税等納付すべき税金を滞納している者
 - 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するものと認められる者でないこと。
- 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- 特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

【添付資料】（コンソーシアムの場合は、構成員全て提出すること）

- ・提案者の概要が分かる書類（事業報告書又はパンフレット等）
- ・登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書）
個人事業者の場合は、営業証明書または個人事業開始届の写し
- ・納税証明書（国税・県税）※提出日から3ヶ月以内に取得したもの
- ・コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定書の写し
- ・コンソーシアムの場合、コンソーシアム委任状（原本）

(様式2)

「共働き・共育て」推進に向けた職場環境づくりセミナー事業
に係る委託業務企画提案書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
団体名及び
代表者職・氏名

次のとおり、「共働き・共育て」推進に向けた職場環境づくりセミナー事業に係る委託業務企画提案書及び関係書類を提出します。

- 1 企画提案書（様式3）
- 2 委託業務に係る経費の見積書（A4版、自由様式）
- 3 実施計画の説明資料（A4版、自由様式、提出は任意とする。）

(様式3)

企画提案書

(「共働き・共育て」推進に向けた職場環境づくりセミナー事業)

団体名		
(ふりがな) 代表者名		
所在地	〒	
連絡担当窓口	氏名 (ふりがな)	
	所属部署・役職名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
事業概要	・事業全体の概要	

実施計画
(個別事業)

(1) セミナーの企画、開催

委託業務仕様書の内容を基に、セミナーの講師（優良事例企業含む）やテーマ、内容、開催方法などを記載すること。
できるだけ具体的に、取組の実践につながる内容を提案すること。

(2) 運營業務

委託業務仕様書の内容を基に、事業の運営、管理及び推進について具体的に記載すること。
セミナーの申込やアンケート等については、受講者にとって利便性の高い実施方法を提案すること。

(3) 広報

委託業務仕様書の内容を基に、セミナーの開催に関して、効果的な周知、広報等の方策を提案すること。

(4) 実施体制

適切に事業を実施するための体制を記載すること。

(5) 実施スケジュール

事業に関連するこれまでの実績

※ 事業に関連するこれまでの実績を記載すること。

(様式4)

質 問 書

令和 年 月 日

(質問者)
団 体 名
所 属 部 署 名
職 ・ 氏 名
電 話 番 号
メー ル ア ド レ ス

質問事項 (「共働き・共育て」推進に向けた職場環境づくりセミナー事業)

(提出先) 〒770-8570
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県こども未来部 子育て応援課 次世代育成担当
メールアドレス kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp

(様式5)

辞 退 届

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(提出者)

住 所
団 体 名 及 び
代 表 者 職 ・ 氏 名

次の理由により、「共働き・共育て」推進に向けた職場環境づくりセミナー事業における企画提案の参加を辞退します。

辞退理由

--

(連絡担当者)

所属部署名	
職 氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	